

本会の目的は、労働者の福利を促進し、労働者の生活の向上に資することを目的とする。本会は、労働者の福利を促進し、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

一、 労働者の福利を促進し、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

二、 労働者の福利を促進し、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

三、 労働者の福利を促進し、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

四、 労働者の福利を促進し、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

五、 労働者の福利を促進し、労働者の生活の向上に資することを目的とする。

財団法人 協調會福岡出張所

財団法人 協調會福岡出張所

六、 要求並に解決條況
 社に對し解雇手當を要求することに至つたのである。

従業員側では二月九日協議の結果交渉委員四名を選び久大バス支配人を訪問解雇手當支給如何を糺したところ、支配人は兩社の契約に於て従業員は連絡自動車會社に引継ぎ且つ試験の上採用せらるゝに付二月十日迄に願書提出すべき旨回答したのである。

依つて従業員側では再協議の結果兩社從來の關係に徴して試験不合格は明白なりとて之に應せず久大バスに解雇手當を要求することとなり、日豊九州同業會主事稻富稔人の應援を求め、従業員三〇名に對する解雇手當として壹千參百圓を要求せり。

然るに會社側では五百圓以上は之を容れ難しとて妥協困難な